

**岡山市LPガス料金高騰対策支援事業費助成金
倉敷市LPガス価格高騰対策経済支援事業費助成金
共通手引き**

(一社)岡山県LPガス協会
令和5年8月23日制定

I. はじめに

この手引きは、岡山市LPガス料金高騰対策支援事業費助成金交付要領及び、倉敷市LPガス価格高騰対策経済支援事業費助成金交付要領を補完するものです。

本助成金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金）を財源とし、物価高騰の影響を受けている生活者の支援が目的となっていることから、国および市からは、助成金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

両市の交付要領を十分確認いただき、本助成金の申請及び交付を受ける際には、適正に行われますよう切にお願いいたします。

なお、本手引きは、事業開始後も適宜改訂を行うこととします。また、記載した内容を予告なく変更する場合があります。常に最新版を確認願います。

II. 助成金の概要と基本的な事項

1. 対象となる事業期間

令和5年10月分から11月分まで（2か月間）のLPガス料金が対象

岡山市・倉敷市においては、岡山県の助成事業（7月分から9月分）から引き続き、LPガス料金の値引きを実施します。

2. LPガス料金とは

対象期間中に一般消費者等に請求すべき基本料金及び従量料金が対象となります。基本料金、従量料金と別に設備使用料を請求する場合は、LPガス料金の上昇とは関係がないため対象となりません。また、質量販売は、対象となりません。

3. 対象者

岡山市あるいは倉敷市内の家庭用・業務用消費者で、LPガスを供給しているコミュニティーガス団地も対象となります。

ただし、工場など生産現場での高圧ガス保安法上の消費者、国及び地方公共団体※は対象外となります。

※施設設置者が国、地方公共団体であっても例えば公営住宅の入居者や施設の利用者が直接LPガス料金を負担する契約者であれば対象となります。判断が難しい場合には、請求先がどなたか、支払者がどなたかで判断願います。

また、地方公共団体が設置している団体、組合等は、協会までお問合せください。対象となる消費者件数は、契約件数とします。ただし、一戸建ての契約者で1件の消費者に複数のメーターが設置されており、かつ、ガスメーターごとに基本料金をいただいている場合は、当該メーター数が上限となります。

業務用では、基本料金の設定がない例も多いため、テナントビル等で契約の相手方は（テナント業者）であり、ガス料金は、販売事業者が入居者ごとに検針しているが大家にまとめて請求、大家が入居者にガス料金を請求し、まとめて販売事業者を支払っている場合は、以下の対応をお願いします。

ガス料金は、実質的に入居者が支払っていることから、使用者への負担軽減策として、販売事業者は大家に対し、メーターごとに助成金による値引きを行って請求します。基本料金の設定がない場合は、従量料金の請求額から値引きします。

この場合、販売事業者は入居者ごとに検針し、テナント業者はこの検針に基づき入居者に請求を行っていること。また、助成事業を活用する際には、契約者である大家が、入居者に請求する際に販売事業者の検針票（写し等）を添付するか示すことにより岡山市あるいは倉敷市の支援（助成金）で値引きされていることを明確に通知してください。

また、契約は1件でも、支店、営業所など物件ごとに供給設備が設置されている場合、検針等上記の対応を行っている場合も対象と考えていただいて構いません。

いずれの場合も交付申請書時等にはこれらの対象が分かる一覧を添付してください。これ以外は、契約者の事業に伴うガス使用として1件の値引き対応となります。

4. 値引き額

一般消費者等1契約（1世帯）につき1箇月あたり1,100円（税込）、計2,200円（税込）の値引きによる支援となります。

（検針票、請求書、Web明細、領収証等への値引きの記載例）

市の支援で値引きしていることが分かれば、必ずしも以下すべてを記載する必要はありません。

10月 ガス使用量 〇〇.〇m ³	請求予定金額 (消費税込み)	4,400円
---------------------------------	-------------------	--------

いつもありがとうございます。 基本料金 2,000円
引き落とし予定日 11月〇〇日 従量料金 3,000円

〇〇町0-0-0
□□ガス店
電話000-0000

小計 5,000円
消費税(10%)500円
△1,100円

※お知らせ
●●市の支援により、料金
請求額から1か月あたり
1,000円+消費税額を上限
として値引きしています。

システム上、割引後の額が記載できない場合は、口座引き落としや集金時に確実に値引きをお願いします。

マイナスが記載できない場合は、請求額から値引きしていることがわかるよう説明願います。

原料費調整制度を採用している販売事業者は、調整費欄に値引きにより差し引きした額を記載することでも可

10月分・11月分の両方とも、市の支援での値引き実施の記載をお願いします。
案内チラシや、検針時カードのサンプルなどもご活用ください。

5. 販売事業者への交付額

上記の一般消費者等への請求額から1箇月あたり1,100円値引き(税込、1件あたり)を行う原資として、1件につき1,000円(税抜)の交付となります。

【重要】

岡山市、倉敷市の両市に一般消費者等がいる場合は、岡山市、倉敷市のそれぞれ申請が必要です。ご注意ください。

※交付要綱の条項、各種様式番号等は、岡山市・倉敷市とも共通としています。

Ⅲ. 申請手続き

1. 助成金交付申請書の提出

助成金の活用により一般消費者等のLPガス料金の値引きを行う販売事業者は、交付要領第5条により、助成金交付申請書(様式1)を協会に提出願います。

(1) 提出期限 令和5年9月15日(金) 必着

(2) 提出方法 特設webサイトの申請フォーム又は郵送

※郵送の場合は、15日の消印有効です。投函が間に合わない場合には、期限までにファックスにて送信いただき、速やかに郵送してください。

※申請書の作成・提出は、法人単位としますが、やむを得ない理由により、支店又は営業所等单位での申請となる場合は、あらかじめ協会にお知らせください。

※申請書に印鑑は不要です。

(3) 値引き対象となる一般消費者等の件数

申請時点の契約件数をご記載ください。

申請時の件数は、助成金実績報告書(様式5)で確定しますので、申請後に件数の増減が生じても構いません。

ただし、大幅に増加するおそれがある場合には、計画変更申請書(様式3)の提出をお願いいたします。(「大幅」は、申請時の件数によって判断が異なりますので、協会までお問い合わせください。)

(4) 添付書類

申請件数の根拠として、一般消費者等の氏名、企業・団体名が識別できる一覧表を添付してください。

※一覧表の一般消費者等の氏名、企業・団体名は、契約者番号（契約者コード）や置き換えた整理番号でも構いません。また、住所は、市名（可能であれば、区・町・大字まで）を記載してください。

※提出が困難と見込まれる場合は、あらかじめ協会までお知らせください。

※提出できない場合には、申請時の一般消費者等の氏名、企業・団体名の一覧等資料を他の資料と区分して保管していただくこととなります。

管理ID・パスワードを付番し、郵送（9月4日発送予定）にて通知します。
特設WEBサイトの申請フォームで、申請手続きを行う場合は、管理ID、パスワードを使ってログインしてください。

岡山市事業専用ホームページ
<https://www.lpg-okayama.com>



倉敷市事業専用ホームページ
<https://www.lpg-kurashiki.com>



2. 助成金交付決定通知書の送付

交付申請書の審査完了後、協会から**助成金交付決定通知書（様式2）**を電子メールに添付して送信します。

IV. 概算払について

販売事業者の一般消費者等への値引き額の立て替え負担を軽減するため、次のとおり概算払を行います。

1. 概算払請求書の提出

Ⅲの申請手続きを経て、助成金交付決定通知を受理した販売事業者は、**概算払請求書（様式7）**を速やかに提出してください。

交付要領第14条に基づき、交付が決定された「値引き対象とする一般消費者等の件数」に2,000円を乗じて得た額の5割相当額（1,000円未満切捨て）を、11月10日（金）に協会から値引き原資としてお支払いします。

V. 事業の実施と実績報告書の提出、精算手続き

1. 助成金実績報告書の提出

10月、11月のLPガス料金の値引き件数と値引き実績額が確定しましたら、速やかに協会まで**助成金実績報告書（様式5）**を提出願います。提出期限は12月28日（木）です。

助成金実績報告書には、料金支援の対象となる消費者件数や値引き実績額を入力した**実績集計**

用紙（エクセル表）及び値引き対象となった一般消費者等の件数の根拠資料となる一般消費者等の氏名、企業・団体名が識別できる一覧表（契約者番号（契約者コード）、住所、使用料（基本料金と従量料金を合算した額）、値引き額の記載のあるもの）を添付してください。

※提出が困難と見込まれる場合は、あらかじめ協会までお知らせください。

※提出できない場合には、申請時の一般消費者等の氏名、企業・団体名の一覧等資料を他の資料と区分して保管していただくこととなります。

また、一覧表等は、助成事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類とともに助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間（令和10年度まで）保管し、国、県、市又は協会等の閲覧に供せるよう保管してください。

2. 助成金確定通知書の送付

上記1の実績報告書を提出されましたら、協会から**助成金確定通知書（様式6）**を電子メールに添付して送信します。

3. 助成金精算払請求書の提出

上記2の助成金確定通知書が届きましたら、金額及び助成対象一般消費者等の件数をご確認の上、**精算払請求書（様式8）**を協会まで提出してください。

協会への助成金請求額は、一般消費者等に値引きを行った総額（税込）を消費税率10%で割り引いた額から既収入済額（概算払分）を差し引いた額となります。

（事例） 値引き額 990,000 円 / 1.1 - 450,000円（概算払分） = 請求額 450,000 円

上記1の実績報告で説明の別添**実績集計用紙（エクセル表）**に件数を入力いただくと税抜きの交付額が表示されます。

1円未満の端数は、切り捨てとしています。手書きの際は参考としてください。

協会への販売事業者事務費の請求額は、令和5年10月分から11月分までの期間中に値引きを行った一般消費者等1契約者当たり100円となります。（ただし、20万円が限度です。）

岡山市、倉敷市の両市に消費者がいる場合は、岡山市、倉敷市のそれぞれの事業について販売事業者事務費を請求できます。

（例）岡山市の契約者：3,000件 倉敷市の契約者：1,000件の場合

岡山市の事務費請求額：200,000円 …3,000件×100円=300,000円 ⇒ 上限200,000円

倉敷市の事務費請求額：100,000円 …1,000件×100円=100,000円

4. 助成金の支払い

上記3の請求に基づき、事務局（振込者：リョウビホールディングス(株)）から指定の銀行口座に振り込みます。